

さいたま市公共事業評価審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市公共事業評価審議会条例（令和元年さいたま市条例第26号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、さいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は委員の在任期間とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第3条 会長は、審議会開催の日の7日前までに、審議会開催の日時、場所及び協議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

(会議の公開)

第4条 審議会は、原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- (4) 前各号に定めるほか、会長が認める場合、又は審議会が公開しない旨を決議した場合

(会議録)

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 審議会の日時及び場所
- (2) 出席した委員
- (3) 審議の経過

2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和元年11月1日から施行する。